

低炭素建築物等計画認定申請手数料一覧表

(手数料の根拠：四街道市手数料条例(平成元年第5号))

(1) 一戸建ての住宅

※2

区分	認定申請手数料(円)
登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査等がある場合※1	5,000
その他の場合(技術的審査なしの場合)	36,000

(2) 共同住宅等 ※3

区分	認定申請手数料(円)	
登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査等がある場合	1戸	5,000
	1戸を超え、5戸以下	10,000
	5戸超	17,000
その他の場合 (技術的審査なしの場合)	1戸	36,000
	1戸を超え、5戸以下	73,000
	5戸超	102,000

(3) 共同住宅等の共用部分(共用部分を認定の対象に含む場合のみ加算)

区分	認定申請手数料(円)	
登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査等がある場合	300㎡以下	9,900
	300㎡超	17,000
その他の場合 (技術的審査なしの場合)	300㎡以下	115,000
	300㎡超	146,000

(4) 非住宅建築物

区分	認定申請手数料(円)		
登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査等がある場合	300㎡以下	10,000(9,900)※4	
	300㎡超	17,000	
その他の場合 (技術的審査なしの場合)	モデル建物法	300㎡以下	85,000
		300㎡超	108,000
	モデル建物法以外	300㎡以下	255,000
		300㎡超	317,000

(5) 複合建築物

複合建築物については、建築物全体で認定を受けようとする場合の手数料の額は、共同住宅等の住戸部分に定める額に、共同住宅等の共用部分に定める額及び非住宅の部分に定める額を加算した額となります。

※1 法第54条第1項各号の基準に適合していることについて、登録建築物エネルギー消費性能判定機関等の技術的審査を受け、適合証を添付して申請する場合の手数料

※2 変更認定申請手数料の額は、上記の認定申請手数料の額に1/2を乗じて得た額となります。

※3 共同住宅等については、建築物全体で認定を受けようとする場合の手数料の額は、共同住宅等の住戸部分に定める額に、共同住宅等の共用部分に定める額を加算した額となります。

※4 複合建築物の場合の当該手数料は、()内の額となります。